

委任・委託・請負

ポイント

いずれも他人の労務を利用する契約。

「委任」は、必ずしも結果の完成を必要としないのに対し、「請負」は、仕事の完成が必要。

「委託」は、一定の法律行為や事務を他人に依頼することを広く意味し、「委任」や「請負」などを含む概念。

委任

「委任」は、当事者の一方（委任者）が法律行為をなすことを相手方（受任者）に委託し、相手方がこれを承諾することによって成立する契約をいいます（民643）。法律行為以外の事務の処理を委託することを「準委任」といい（民656）、例えば、法的な助言を求めて弁護士と締結する顧問契約などは準委任契約ですが、実務上、委任と特に区別する実益はありません。

結果の完成を必ずしも必要としない点で、後述する「請負」とは区別され、受任者が自らの裁量で事務を処理する点で、使用者の指揮に従って労務を提供する「雇用」とは区別されます。

委任は、民法上は報酬のない無償契約が原則ですが（民648）、実際には報酬特約のある有償契約が多く、商法では有償とする特則がありません（商512）。

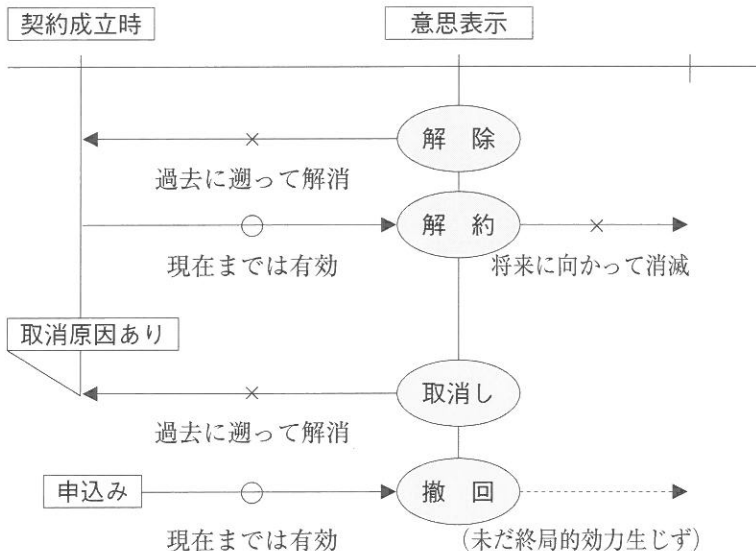
改正民法では、成果の引渡しを目的とした有償の委任契約（「成果完成型」）の委任契約であり、弁護士委任契約において成功報酬を定める場合などが想定されます。これと区別するため、通常の（有償）委任

解除・解約・撤回・取消し

ポイント

「解除」、「解約」は、いずれも、一旦有効に成立した契約関係を解消すること。過去に遡って契約関係を解消するのが「解除」、将来に向かって契約関係を解消するのが「解約」。

「取消し」、「撤回」は、ともに、一旦なされた意思表示を後から解消する場合の概念。意思表示に法定の取消原因がある場合に、過去に遡って法律行為を解消するのが「取消し」、当事者の事情により、(まだ契約が成立していない場合に) 申込みを将来に向けて解消するのが「撤回」。



解 除

「解除」とは、契約が有効に締結された後に、契約当事者の一方の意思表示によって、契約関係を過去に遡って（遡及的に）消滅させること（その契約が始めから存在しなかったと同じ法律効果を生じさせること）をいいます。

契約関係が解除された場合、履行済みの義務は原状回復義務に変わり、未履行の義務は消滅します。

例えば、売買契約が解除されると、買主は目的物を返還し、売主は受け取った代金を返還すべき義務を負いますが、以後は互いに何らの義務も負いません。

条項例 売買契約書

第〇条（解 除）

甲又は乙は、次の各号の一に該当したときは、相手方に対する何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。ただし、解除しても、相手方に対する損害賠償請求は妨げられない。

- (1) 相手方が本契約の条項（第〇条を除く。）に違反したとき。
- (2) ○○○○

解 約

「解約」とは、賃貸借、委任、雇用等、継続的な契約関係を解消する場合に当てはまる概念で、有効に成立した契約関係を、契約当事者の一方の意思表示によって、将来に向かって消滅させることをいいます。

契約関係が解約された場合、履行済みの義務については何らの影響も及ぼさず、将来発生する義務関係だけが消滅します。

例えば、賃貸借契約では、実際に続いてきた貸し借りの関係をなか

保証・保障

ポイント

「保証」は、狭義には、民法上の保証債務や保証契約。

「保障」は、現在若しくは将来における一定の状態ないし地位を侵害から防ぎ、保全すること、又はそのための手段。

保証

「保証」は、狭義には、民法上の保証債務又は保証契約をいいます（民446以下）。主たる債務者Aが債権者Bに債務を履行しない場合、Aに代わって保証人Cがその債務を履行する義務を保証債務といい、保証債務に関するBC間の契約を保証契約といいます。保証債務は、主たる債務の存在を前提にしており（付従性）、主たる債務とともに移転し（随伴性）、主たる債務者がその債務を履行しない場合に初めて保証債務を履行すればよいとされています（補充性）。なお、保証契約は書面でなければ効力を生じません（民446②）。

実務上は、連帯保証契約を締結するのが通常です。連帯保証債務は、単純な保証債務と異なり、保証人への履行請求に先立ち、主債務者への履行催告を求める「催告の抗弁権」や主たる債務者の財産への執行を求める「検索の抗弁権」がなく（民452～454）、複数の保証人がいる場合に主債務を平等の割合で負担するという「分別の利益」（民456・465）もないので、債権者に有利だからです（「保証・根保証・連帯保証」及び「連帯債務・連帯保証」参照）。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ MEMO ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
表明及び保証 (Representations and Warranties)

「表明及び保証」は、その事実がなければ相手方が契約や契約上の債務負担行為をしなかったと考えられる重要な事実が、ある一定の時点において確かに存在し、また真実であることを契約書上で確約させることをいい、「レップ」「レプワラ」などと呼ばれています。「表明及び保証」を取引実行の前提条件とし、表明・保証した事実が真実でないことが判明したこと（表明保証違反）を期限の利益喪失事由とするほか、表明保証違反に基づく「補償」条項を定めるのが通常です（「補償」については、「賠償・弁償・補償」参照）。

また、表明保証を行う当事者の主観的態様に応じて表明保証違反に基づく責任（補償等）の成否を定める場合には、実務上、表明保証を行う当事者が「知る限り」や「知り得る限り」という文言を追記することがしばしば行われます。

条項例1 株式譲渡契約書（表明及び保証条項）

第〇条（甲の表明及び保証）

甲は、乙に対し、本契約の締結日及び取引実行日において、[甲の知り得る限り] 次の各号に記載された事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 甲は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ現在有効に存続する株式会社であること。
- (2) [省略]

表明保証の相手方の主観的態様により表明保証違反に基づく責任（補償等）から免責されるか否かについては議論があります。民法改正前の下級審判例では、表明保証の相手方である買主の主観的態様(悪

敷金・礼金・権利金・保証金

ポイント

「敷金」は、賃貸借契約において、賃料債務等の賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保するために、賃借人から賃貸人に対して交付される金銭。

「礼金」「権利金」「保証金」という用語の意味するところは様々。

敷金

賃貸借契約において、「敷金」とは、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」(民622の2①柱書)のことをいいます。従前、民法上は「敷金」の定義がなく、敷金の返還時期についても諸説ありました。新設された民法622条の2第1項1号は、敷金返還債務は、賃貸借契約が終了し、かつ、賃貸物が返還された時に履行されるものとし、敷金返還債務と建物明渡債務とは同時履行の関係に立たないとする判例及び取引実務を追認したものと いえます。また、賃借権が適法に譲渡された場合についても敷金は返還されるものとし(民622の2①二)、賃貸人と旧賃借人との間の賃貸借契約は終了し、敷金返還請求権が当然には新賃借人に承継されないとする判例の立場を踏襲しています。なお、既に債務不履行している賃借人の方から当該金銭債務について、敷金をもって充当することを請求することができないことについても明文化されました(民622の2②)。